



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2026年7月30日（木）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 横溝、竹本
内線 5031、5035
ダイヤル 052-954-6165

一 消費者トラブル情報 一

＜あいちクリオ通信 2026年7月号（No. 457）＞

エアコンの修理トラブルにご注意！

～高額な修理代を払ったのに直ってない！？～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、エアコンの修理に関する相談が寄せられており、2025年度は前年度に比べ相談件数が大幅に増加しました。

相談内容は、「インターネットで見つけた修理業者に急いで修理してもらったが、直っていない」、「低料金をうたっているのに、高額な請求を受けた」などといったもので、特に暑い時期に多く寄せられています。

故障したエアコンは急いで修理したいところですが、信頼できる業者を選び、作業前に見積もりを求めるなど、慎重に対応しましょう。

相談事例

- エアコンが冷えなくなったので、夜にネット検索して見つけた業者に電話し、翌日来てもらった。業者はガスを充てんする作業を行い、様子を見ると言ったが、作業後6時間経っても冷えない。直っていないのでクーリング・オフしたい。
- 去年購入したエアコンが故障して冷風が出なくなった。ネット検索し、「業界最安値、出張料金ゼロ、見積無料」と書かれていた業者に修理してもらったところ、7万円もの請求を受けた。若干値引きしてくれたが、2日後また同じ不具合が生じた。再度業者に連絡したら、メーカー修理を受けるように言われた。納得できない。

アドバイス

- 低価格であることを強調している広告を鵜呑みにせず、作業前に修理内容、修理費用等についてしっかり確認しましょう。
- 修理業者が帰る前に、エアコンが直ったことを修理業者と一緒に確認しましょう。
- 請求額や作業内容に納得できない場合は、その場で支払わず説明を求めましょう。
- 急なエアコン故障に備えて、地域の電気工事店の情報など日頃から信頼できる修理業者を探しておくとう安心です。
- 冷房や暖房が本格的に必要な前に、試運転をして故障していないかを確認しておきましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、契約トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。